

助成金募集実施要綱

公益社団法人京都府少年補導協会

(目的及び事業)

第1条 公益社団法人京都府少年補導協会（以下「協会」という。）は、公益社団法人京都府少年補導協会定款第3条及び第4条の規定により、京都府内において少年の非行防止と少年の健全育成を図ることを目的とし、少年補導活動等を行う関係団体に対する助成を行う。

(助成対象)

第2条 助成対象は、京都府内において少年補導活動等の関係事業活動を行い、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 京都府内で活動している民間のボランティア団体（個人は除く。）であること。
- (2) 少年の非行防止、補導活動等を行い、原則として3年以上の活動実績を有すること。
- (3) その他、協会が助成するにふさわしい継続的かつ組織的な活動団体で、社会的貢献の実績があること。

(助成期間)

第3条 助成対象の当該事業は、単年度事業とする。

(助成の金額)

第4条 助成の年間総額は、毎事業年度の事業計画及び収支予算をもって決定し、当該年度の総額は、募集要領でその都度示すこととする。

(対象団体及び金額の決定方法)

第5条 助成対象団体及び助成金額の決定は、別に定める助成金交付選考委員会において厳正な審査・選考の上決定する。

(助成募集の時期及び方法)

第6条 助成募集の要領は、毎事業年度の開始後遅滞なく、協会のホームページ及び機関誌「補導だより」において周知を図るものとする。

(助成申込の方法)

第7条 助成申込は、助成金交付申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入すると共に関係資料を添付し、協会の事務局宛に郵送で提出するものとする。

なお、助成金交付申込後、対象事業の内容を変更しようとする場合は、助成

金交付申込変更届（別記様式第2号）を提出するものとする。

（助成の決定通知）

第8条 助成の決定通知は、助成金決定通知書（別記様式第3号）をもって通知すると共に、協会ホームページ及び機関誌「補導だより」に掲載し発表するものとする。

（活動報告書の提出）

第9条 助成金の交付を受けた団体は、助成事業の完了後3か月以内に、活動報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

なお、領収書の写又は受領書の写の無いものなど、適正な報告がなされていないと思慮される場合は、助成金の返還を要求する場合がある。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

平成 年 月 日

公益社団法人京都府少年補導協会
会 長 殿

所在地

団体名

代表者

印

助 成 金 交 付 申 込 書

下記の事業を行いたいのので、助成申込をいたします。

記

- 1 事業名
- 2 事業費総額
- 3 助成金交付要望額
- 4 助成金を必要とする理由
- 5 事業内容（事業の目的、内容、事業の収支予算等）
- 6 連絡先（担当責任者の所属、氏名及び電話番号）
- 7 添付書類
 - (1) 定款、規約、会則等
 - (2) 役員名簿及び会員数等
 - (3) 業務概要
 - (4) 収支計算書等

様式第 2 号

平成 年 月 日

公益社団法人京都府少年補導協会
会 長 殿

所在地
団体名
代表者 印

助 成 金 交 付 申 込 変 更 届

平成 年 月 日付で助成金交付申込を行いましたが、下記のとおり変更
をお願い致します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費総額
- 3 助成金交付要望額
- 4 変更内容
- 5 変更が必要となった理由
- 6 連絡先（担当責任者の所属、氏名及び電話番号）

様式第 3 号

平成 年 月 日

所在地

団体名

代表者 殿

公益社団法人京都府少年補導協会

会 長 印

助 成 金 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付で助成金交付申込のあった事業について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

助成金交付額

金 円

注 1 助成金の贈呈要領については、別途連絡します。

2 助成事業が完了したときは、活動報告書（別記様式第 4 号）により、3 か月以内に報告して下さい。

様式第4号

平成 年 月 日

公益社団法人京都府少年補導協会

会 長 殿

所在地

団体名

代表者

印

活 動 報 告 書

平成 年 月 日付で助成金交付決定通知のあった下記の助成事業について、平成 年 月 日に完了したので報告いたします。

記

1 事業名

2 助成金額

3 事業内容及びその効果

4 その他

(活動内容等の写真、領収書の写しなど、事業内容が分かる資料を添付して下さい。)